

答弁書第九四号

内閣参質一九三第九四号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄・地域安全パトロール隊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出沖縄・地域安全パトロール隊に関する質問に対する答弁書

一及び三から五までについて

平成二十八年六月三日、沖縄県における犯罪抑止対策推進チームにおいて決定された「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」における「沖縄・地域安全パトロール隊」（以下「パトロール隊」という。）による緊急防犯パトロールは、沖縄県における犯罪抑止を目的として実施するものであり、特定の者を対象に行うものではない。緊急防犯パトロールを実施する地域については国や沖縄県の関係者から構成される防犯パトロール部会において決定し、巡回すべき地点については内閣府沖縄総合事務局及び防衛省沖縄防衛局が沖縄県警察の意見を踏まえながら決定しているが、具体のルートについては多岐にわたり、また、緊急防犯パトロールによる犯罪抑止効果が得られなくなるおそれがあることからお答えすることは差し控えたい。また、緊急防犯パトロールは内閣府沖縄総合事務局及び防衛省沖縄防衛局が地元自治体の意見を踏まえて、毎日午後七時から午後十時まで及び午後十一時から翌日午前五時までの時間帯で実施している。在日米軍は、平成二十九年五月八日現在、自主的措置として設けた勤務時間外行動の指針により、全ての米軍人に対し、午前零時から午前五時までの間、在日米軍施設・区域外の公共の場での飲酒を禁止

し、また、E―五以下の等級の米軍人に対し、午前一時から午前五時までの間、外出を禁止する措置をとっているものと承知している。

二について

パトロール隊による緊急防犯パトロールについては、その体制の強化を図ってきたところであり、平成二十八年十二月一日からは、一日につき車両百台で、一台当たり二名が乗車し、一及び三から五までについてで述べた時間帯で実施している。

六について

御指摘の「米軍人・軍属、その家族らの行動や行動範囲を把握するための調査」を行ったことはない。

七について

御指摘の「米軍基地外に居住する米軍人・軍属、その家族」に関し、御指摘の「氏名、性別、年齢、所属、家族構成、車両所有の有無、犯罪歴」を網羅的に把握してはいない。

八について

緊急防犯パトロールを開始した平成二十八年六月十五日から平成二十九年四月三十日までにおいて、パ

トロール隊が米軍関係者（米軍の構成員若しくは軍属又はそれらの家族をいう。）による事件・事故を警察へ通報した件数は、政府において把握している限りにおいては、交通事故に係る一件である。

九について

緊急防犯パトロールについては、沖縄県内の治安情勢等を勘案しつつ、沖縄県警察や地元自治体等とも相談して、効果的な運用を考え、実施してまいる所存である。

